

封印取付け届出書

年　月　日

北海道運輸局　　運輸支局長 殿

受託者

事業場

下記の自動車について封印を 取付けます。

取付けました。

	車台番号	登録番号		車台番号	登録番号
1			1 1		
2			1 2		
3			1 3		
4			1 4		
5			1 5		
6			1 6		
7			1 7		
8			1 8		
9			1 9		
10			2 0		

※ 書ききれない場合は別紙使用可。

※ 余白は斜線で消すこと。

(A列4番)

(準則第2号様式)

封印取付け報告書

年 月 日

北海道運輸局 運輸支局長 殿

受託者

事業場

(管轄する営業所数)

箇所

年 月分

封印取付け件数

件

受入れ		払出し	
前月繰越	個	取付け	個
受入れ	個	不良品	個
		打損	個
		紛失	個
		残	個
計	個	計	個

連絡担当者		連絡先	
-------	--	-----	--

(A列4番)

封印取付け担当者及び営業所等一覧

(受託者名)

営業所等名称	住 所	
所 属	役 職	氏 名
営業所等名称	住 所	
所 属	役 職	氏 名
営業所等名称	住 所	
所 属	役 職	氏 名
営業所等名称	住 所	
所 属	役 職	氏 名
営業所等名称	住 所	
所 属	役 職	氏 名

年 月 日

誓 約 書

北海道運輸局 運輸支局長 殿

申請人
住 所
氏名又は名称

弊社は、封印取付けの委託を受けた場合の取扱いについては、社内における封印取付け業務の取扱い規程を定め、封印を取扱う社員に対する研修を実施するなどの管理体制を整え、道路運送車両法をはじめとする封印取付けに関する規定を遵守して封印取付け業務を的確に遂行することを誓約いたします。

また、道路運送車両法施行規則第13条第4号に掲げる事項に該当しないことを宣誓します。

役 職 氏 名

年 月 日

封印取付け手数料請求権放棄書

北海道運輸局 運輸支局長 殿

申請人
住 所
氏名又は名称

封印取付けの委託を受けた場合、自動車登録番号標への封印取付けに係る手数料については、その請求権を放棄します。

年 月 日

封印取付け委託申請書

北海道運輸局 運輸支局長 殿

申請人の住所
氏名又は名称

道路運送車両法第28条の3第1項の規定により封印の取付け委託を受けたい
ので道路運送車両法施行規則第12条により申請します。

氏名又は名称 及び住所	
(※) 事業場の名称 及び所在地	
封印取付けを行う 自動車の範囲	
備考	

封印取付委託申請書添付書類

1. 甲種受託者及び丙種受託者にあっては、その資格を証する書面及び事業場付近の見取図、乙種受託者にあっては、販売店証明書（完検証のある自動車の販売を業とすることが確認できるメーカー又はメインディーラーとの契約書（写し）若しくは証明書等）、丁種受託者にあっては、収支決算書（直近年度分）及び役員名簿
2. 規則第15条第1項の封印取付け責任者となる者の所属、職名及び氏名を記載した書面（参考様式4）
なお、甲種及び乙種受託者にあっては、封印の取り付けを行う分室又は営業所を設けた場合は封印取付け担当者及び営業所等一覧を記載した書面（準則第3号様式）
3. 関係法令を遵守することを誓約した書面かつ規則第13条第4号に該当しない旨の書面（別紙 誓約書）
5. 登記事項証明書（現在事項全部証明書若しくは履歴事項全部証明書）又は住民票（発行後1ヶ月以内のもの）
6. 封印取付け手数料請求権放棄書（無償受託の場合）（別紙 放棄書）
7. 施封センターを設置する場合は、封印取付け業務の管理体制等封印取付けの実施計画を記載した書面
8. 巡回封印取付け業務を行う場合、封印取付け委託要領第4条第1項における巡回封印取付け担当者の所属、職名及び氏名を記載した書面
9. 巡回封印取付け業務を行う場合、巡回対象店舗等の名称、住所及び管理責任者を記載した書面（参考様式5）
10. 丁種受託者にあっては事業場の組織図（管理体制等）
11. 丁種受託者にあっては所属する自動車登録業務に十分精通した行政書士一覧
12. 取扱内規（封印の管理に対する組織内の取扱要領）

年 月 日

標識掲示届

北海道運輸局 運輸支局長 殿

受託者
住 所
氏名又は名称

道路運送車両法施行規則第14条の標識を掲示したのでお届けします。

事業場の名称 及び所在地	
掲示場所 (写真を添付)	

年 月 日

封印取付け責任者（選任・変更）届

北海道運輸局 運輸支局長 殿

受託者
住 所
氏名又は名称

道路運送車両法施行規則第15条により選任・変更したのでお届けします。

事業場の名称	
氏 名	(新)
	(旧)
所属及び職名	(新)
	(旧)
選任・変更 年月日	
変更事由	

封印取付け責任者等名簿

受託者名

年 月 日

**新規加入
変更届出書
廃止**

北海道運輸局 運輸支局長 殿

受託者
住 所
氏名又は名称

巡回対象店舗について、別紙届出書のとおり（新規加入・変更・廃止）があつたので、届出します。

氏名又は名称	氏名又は名称	
及 び 住 所	住所	
管 理 責 任 者	役職	氏名
封印取付け場所	所在地	
所 在 地 等	連絡先 () -	
封印取付け場所 見 取 図		

封印(請求・受領)書

年月日

北海道運輸局 運輸支局長 殿

受託者
住 所
氏名又は名称

下記のとおり(請求・受領)します。

記

封印冠 個

出 納 登 錄 官	
-----------	--

封印受託者受領者名

封印請求書

年月日

北海道運輸局 運輸支局長 殿

住 所

氏名又は名称

次の登録自動車に取り付ける封印(個)を請求します。

	自動車登録番号	車台番号	確認欄
1			
2			
3			
4			
5			

※確認欄は支局で記載します。

封印受領書

年月日

北海道運輸局 運輸支局長 殿

住 所

氏名又は名称

上記に記載している登録自動車に取り付ける封印(個)を
確かに受領しました。

再委託会員 事務所所在地及び電話番号

氏 名

再受託会員たる行政書士は、本書の補正又は訂正ができるものとする。

(参考様式 8)

封 印 受 扣 簿

事業場（営業所）名

パソコンなどで作成する場合は、毎日別様とすること。

(A列4番)

(参考様式9)

封印取付け台帳

事業場（営業所）名

パソコンなどで作成する場合は、毎日別様とすること。

(A列4番)

年 月 日

封印取付け受託者変更届

北海道運輸局 運輸支局長 殿

受託者
住 所
氏名又は名称

下記のとおり変更したので、封印取付け受託者準則第11条により届出します。

記

変更内容 (該当に○)	<ul style="list-style-type: none"> ・受託者の氏名又は名称もしくは住所 ・受託者の事業場の名称もしくは住所(位置の変更を除く。) ・その他() <p>例) ・甲種受託者の分室の名称もしくは住所 ・甲種受託者の分室の設置又は廃止 ・乙種受託者の営業所の名称もしくは住所 ・乙種受託者の営業所の設置又は廃止 ・乙種受託者の施封センターの名称もしくは住所 ・丙種受託者の構成員に異動(加盟・脱退等)があった場合 ・丁種受託者に所属する自動車登録業務に十分精通した行政書士に変更があった場合</p>
変更年月日	
変更事項	新
	旧

年 月 日

事業場の位置の変更
承認申請書
業務の廃止

北海道運輸局 運輸支局長 殿

受託者
住 所
氏名又は名称

道路運送車両法施行規則第15条の3により、承認を受けたいので
下記のとおり申請します。

記

事業場の名称及び所在地		
承認を受けよう とする事項	<input type="checkbox"/> 事業場の位置の変更	
	新	
	旧	
<input type="checkbox"/> 業務の廃止		
承認を受けよう とする理由		

(参考様式 1 4)

出張封印確認書

令和 年 月 日

運輸支局長 殿

甲種 乙種 丙種 丁種

【封印受託者】

氏名・名称：

住所：

連絡先：

下記自動車の登録等に係る封印の取付けにあたり、ユーザーの利便性向上のため出張封印方式によることを予定しています。そのため、下記自動車の自動車登録番号標について登録等の後、15日以内に交付代行者に返納等することとします。

申請日	申請種別	現在の自動車登録番号				車台番号	処理					再封印
		地域名	分類番号	ひらがな	番号		交換・再交付	交換・再交付以外				
							返却希望	返却不要	破壊	返却希望	返却不要	

【注意事項】

- 「甲種」、「乙種」、「丙種」、「丁種」の種別を記載すること
- 名において封印を取り付ける者は、氏名・名称、住所、連絡先を記載すること。
- 申請種別欄には「新規」・「変更」・「移転」・「番変」・「交換」・「再交付」の別を記入すること。
- 処理欄は、該当するものに○をつける。「新規」、「再封印」又は「ナンバーの前返納」の場合は記載しないこと。
 - 「交換・再交付」の場合
「返却希望」欄は、交付代行者にて破壊した場合に限り、返却を希望する場合に○をつける。
 - 「交換・再交付」以外の場合
 - ①「破壊」欄は、封印受託者が破壊する場合に○をつける。
 - ②「返却希望」欄は、交付代行者にて破壊した上で、返却を希望する場合に○をつける。
 - 「再封印」欄は、封印のき損等又は整備のための再封印の場合に○をつける。

【名において封印を取付ける者】

氏名・名称：

住所：

連絡先：

運輸支局	交付代行者

(参考様式15)

封印取り付け業務社内取扱内規（例）

第1条（目的）

道路運送車両法（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）、以下車両法という）第28条の3第1項の規定により、北海道運輸局〇〇運輸支局長から封印取り付けの委託を受ける受託者として、自動車登録番号標（以下、番号標という）及び封印の取り付けを的確に遂行し、並びに出納管理を的確に行うこととする。

第2条（適用）

車両法等関係法令及び封印取付け委託要領（以下委託要領という）、〇〇運輸支局の封印の受託者準則（以下準則という）並びに、この内規に定めるところによる。

第3条（封印取付け委託の範囲）

1. その販売する自動車について、当該自動車の提示に代えて完検証の提出により新規登録を受ける場合。
2. その販売する自動車（販売用中古自動車を含む）について、当該自動車の提示に代えて、自動車予備検査証、保安基準適合証又は限定自動車検査証及び限定保安基準適合証の提出により新規登録を受ける場合。
3. 変更登録又は移転登録を受ける場合。（車両法第14条第1項の規定により当該自動車の登録番号が変更されるもの（自動車登録令（昭和26年政令256号）第40条による提示をしたもの）を除く。）に限る。）
4. 車両法第11条第2項（自動車登録令第43条の規定に係る場合を含む。）又は第4項若しくは第6項（管轄区域内に限る。）の規定による封印の取付けが必要な場合。

第4条（標識等）

封印取付け受託者の標識については、事業場の見やすい場所に掲示し、標識掲示届（参考様式2）を運輸支局長に提出する。

第5条（封印取付け責任者の選任）

1. 事業場において、封印の取付け、保管及び出納に関する事項を処理させるため封印取付け責任者及び代務者を選任する。
2. 封印取付け責任者を選任・変更したときは速やかに変更届（参考様式10）を運輸支局長に提出する。
3. 事業場以外の営業所で封印の取付けを行う場合は施封責任者及び代務者を選任する。

第6条（封印取付け責任者の職務）

1. 封印取付け責任者は関係法令等及び内規に基づき関係者に指導、監督し的確に業務の遂行にあたる。
2. 封印取付け責任者は封印の取付け、保管及び出納に関する事項を処理する。
3. 封印の取付けを行う事業場には所定の標識を見やすい場所に掲げる。
4. 封印取付け責任者及び施封責任者名簿（参考様式4）を備えこれに記録する。

第7条（封印の受領）

〇〇運輸支局から封印の交付を受けるときは、封印受領書（参考様式8または9）を提出する。又、各営業所で封印の取付けを行う場合には、事業場に封印受払簿（参考様式8）を備え封印の受渡しの状況を明確にする。

第8条（出張封印確認書）

出張封印において、返納する自動車登録番号標を封印取付け後に返納する場合は、登録申請時等に出張封印確認書（参考様式14）2通を提出する。

第9条 (封印の保管)

登録番号標及び封印は、運輸支局より受領後、封印の数を確認し紛失・盜難のないように厳重に保管する。

第10条 (封印の取付け)

1. 登録番号標及び封印の取付けは、封印取付け責任者又は代務者が行う。
2. 登録番号標及び封印の取付ける際には、自動車検査証に記載されている自動車登録番号、車台番号がそれぞれ実際の登録番号標、車両の車台番号と合致しているかを確認し、又、前後番号標の自動車登録番号が同一であるかを確認する。
3. 封印の取付けは、予め運輸支局に届出した標識を掲げた封印取付け場所において後面登録番号標に的確に施封する。

第11条 (封印取付けの記録)

封印取付けが完了次第、事業場及び各営業所ごとに封印取付け台帳（準則第11号様式）に記録し、封印取付け責任者又は代務者の印を捺印する。

第12条 (封印の打損・紛失)

封印の打損・紛失又は盜難が発生した場合には、速やかに数量、事情を運輸支局長に報告する。

第13条 (封印取付け台帳等の保管)

事業場及び各営業所に封印取付け台帳（参考様式9）を備え、取付けに係る自動車の登録年月日、自動車登録番号、車台番号及び施封年月日の記録し2年間保存しなければならない。

第14条 (変更届)

封印取付け受託者の氏名又は名称もしくは住所、又は事業場の名称もしくは所在地（位置の変更を除く）に変更があったときは、速やかに変更届（参考様式第10号）を運輸支局長に提出する。

第15条 (承認の申請)

1. 事業場の位置を変更しようとするときは、予め承認申請書（参考様式11）を運輸支局長に提出する。
2. 封印の取付けの業務をやめようとするときは、予め承認申請書（参考様式12）を運輸支局長に提出する。

第16条 (無償受託)

手数料の請求を行わない旨を予め文書をもって通知することにより手数料請求を放棄することができる。

附則

- ・この取扱内規は封印受託日より実施する。
- ・この取扱内規に規定する帳簿等は、○○運輸支局の「封印取付け受託者準則」による。